

報告第10号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和8年6月4日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

8 専第 6 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 内 容 | 市が相手方に、損害賠償額として金 93,787 円を支払う。 |
| 2 | 相 手 方 | 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED] |
| 3 | 示 談 日 | 令和 8 年 4 月 9 日 |
| 4 | 事 案 概 要 | 令和 8 年 2 月 25 日（水）午後 3 時 2 分頃、資源ごみ収集時に
交野市 [REDACTED] 付近において、右折する際、塵芥車
後方車体右側部が相手方宅フェンスに接触し、破損させたもの。 |
| 5 | そ の 他 | 相手方修理費 93,787 円
対物共済保険額 93,787 円
市持出額 0 円 |

令和 8 年 4 月 9 日

交野市長 山 本 景